

## 戸籍についての基礎知識

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度です。

戸籍には、戸籍、除籍、改正原戸籍があります。また戸籍の附票、消除された附票（除附票）があります。戸籍の保存期間は80年です。

### 戸籍とは

個人の出生から死に至るまでの身分上の重要事項が記載されている親族的な身分関係を公証する公簿で、現在使用されている戸籍という意味で、後述の除籍、改正原戸籍と区別されます。

筆頭者、筆頭者とその配偶者、筆頭者とその配偶者とその子たち、などの構成が考えられますが、夫婦は必ず同じ戸籍になります。また同じ戸籍に夫婦が複数いることもなく、子が結婚した場合には必ず別の戸籍になります。

### 除籍とは

- (1) 婚姻、死亡等でその戸籍の在籍者が全て除籍になった戸籍。
- (2) 転籍をした戸籍。

現在どなたも使用されていない戸籍を「除籍」と呼びますので、どなたかがお亡くなりになっても、同じ戸籍で他の方が使用されている場合には「除籍」ではなく「戸籍」になります。

### 改製原戸籍（原戸籍）とは

明治5年に戸籍法が施行されて以来、現在までに5回（戸籍をコンピュータ化していない市区町村では4回）戸籍簿の様式変更がありました。

様式変更の際に、その当時有効な（除籍になっていない）戸籍は、新様式への作り替え作業が行われました。この「作り替え前のもの」を改製原戸籍（「かいせいげんこせき」または「かいせいほらこせき」）と呼んでいます。

例えば「亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍をそろえてください」と言われた場合には、この改製原戸籍をお取りいただくことが多くなります。

また、以前の戸籍制度には「家督相続」という制度がありましたし、現在の戸籍制度では祖父母（あるいは孫）の代は同じ戸籍には載りませんので、必然的に複数の除籍や改製原戸籍をお取りいただく事になると思われます。

改製原戸籍には、大きく分けて2つの種類があります。

#### 1. 昭和32年の法務省令による改製

それまでの戸籍は「家」を一つの単位として構成されており、孫、甥、姪なども含めた一族全員が同じ戸籍に記載されていました。

しかし、戦後の憲法改正に伴い、「夫婦と同氏の子」を単位として構成する現行の戸籍に改められました。昭和に行われた改製であることから、「昭和改製原戸籍」とも呼ばれています。

#### 2. 平成6年の法務省令による改製（戸籍のコンピュータ化）

それまで紙の戸籍を使用していましたが、平成6年からは戸籍をコンピュータで記録することが出来るようになりました。書式が縦書きから横書きとなり、書き方が文章形式から項目化形式に変更されました。

平成に行われた改製であることから、「平成改製原戸籍」とも呼ばれています。

また、戸籍や除籍、改正原戸籍には、謄本と抄本があります。

抄本とは、戸籍・除籍・原戸籍原本から必要とする人の部分だけ謄写（複写）したもので、個人事項証明ともいいます。

謄本とは、戸籍・除籍・原戸籍原本に記載されている人全部を謄写（複写）したもので、全部事項証明ともいいます。

#### 戸籍の附票とは

婚姻や転籍等の届出により新たに戸籍が作成されたときに本籍地の市区町村で作成されるものです。

戸籍が作成されてからの住所が記載され、住所を変更した場合には、戸籍の附票に新たな住所が追記されます。

戸籍の附票の写しは、主に住所の移り変わり等を証明する際に使用されます。住民票の除票が保存年限を過ぎてしまった場合には戸籍の附票を代わりに使うことがあります。附票の保存期間は5年間です。

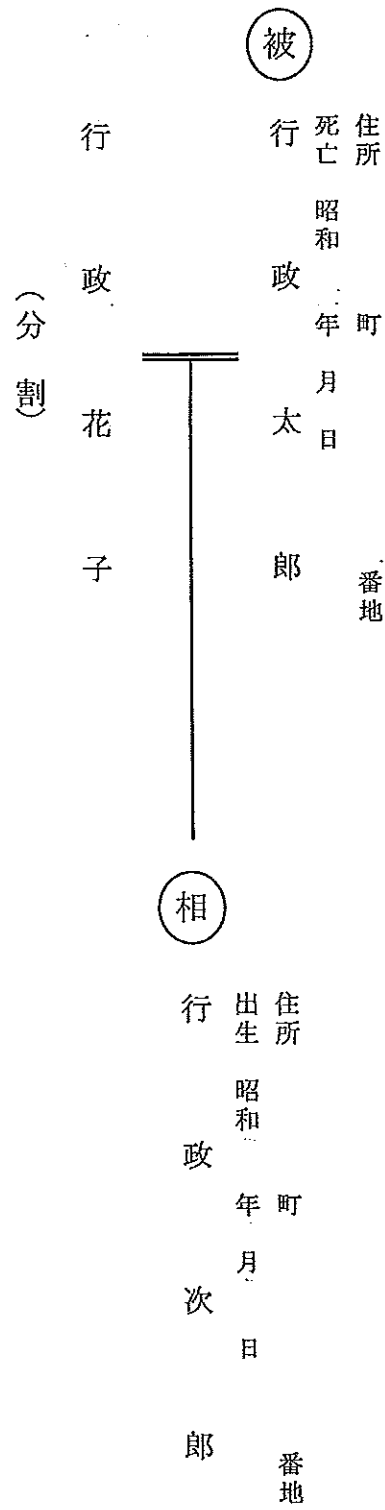
住民票は、住所の異動や世帯の構成を記録したものになります。

戸籍は、出生・死亡・結婚などの身分事項を記録したものになります。

戸籍の附票は、この住民票と戸籍の2つを住所の「移転履歴」により繋ぐものになります。

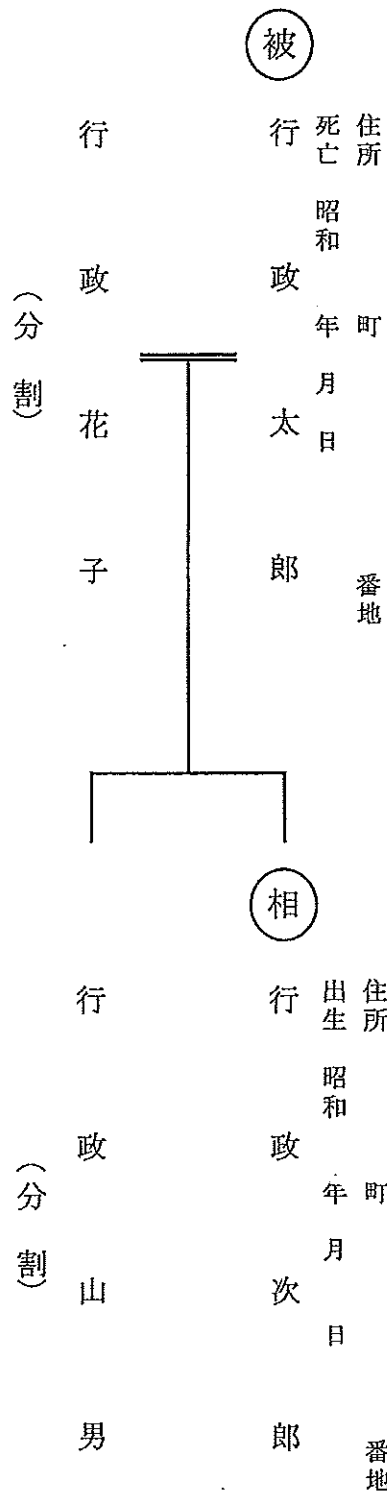
死亡又は転籍等の届出により戸籍が除籍となった場合には、戸籍の附票も除附票となります。

被相続人 行政太郎 相続関係説明図



相続を証する書面は還付した。

被相続人 行政太郎 相続関係説明図



相続を証する書面は還付した。

相続開始年月日

1. 旧民法 (明治～昭和22年5月2日)
2. 応急措置法 (昭和22年5月3日～昭和22年12月31日)
3. 新民法 (昭和23年1月1日～昭和55年12月31日)
4. 改正民法 (昭和56年1月1日～現在)

1. 旧民法（明治～昭和22年5月2日）

（イ） 戸主の相続（家督相続）

（ロ） 戸主以外の相続（遺産相続）

（イ） 戸主の相続（家督相続）

次の戸主が一人相続人となる

家督相続は

- （1） 戸主の死亡、隠居または国籍喪失
  - （2） 戸主が婚姻または養子縁組の取消によってその家を去った時
  - （3） 女戸主の入夫婚姻または入夫の離婚
- によって開始する。（旧民法964）

戸籍記載例

- A. 明治〇年〇月〇日長男〇〇〇〇家督相続届出同日受附㊦
- B. 大正〇年〇月〇日〇〇〇〇ノ家督相続届出アリタルニ因リ抹消ス㊦

（注意） 隠居の場合、不動産取得原因日付が隠居後であれば次の（ロ）遺産相続に該当する。また、次の戸主の定めが無い場合も同様である。

（ロ） 戸主以外の相続（遺産相続）

遺産相続は家族の死亡によってのみ開始する死亡相続である。（旧民法992）  
家族が国籍を喪失しても遺産相続は開始しない。  
遺産相続人は、相続の放棄をすることが出来る。  
遺産相続人は、複数で共同相続し、その持分は均等である。

第1順位 直系卑属（旧民法994）

- 規定1. 親等の異なる者の間に在りてはその近き者を先にする。
  - 2. 親等の同じ者は同順位において遺産相続人となる。
- （注意） 代襲遺産相続永遠に有（旧民法995）

第2順位 配偶者（以下旧民法996）

第3順位 直系尊属

第4順位 戸主（以上旧民法994規定を準用する）

（戸主が遺産相続人となるべき時は、後に選定された家督相続人が戸主として遺産相続人となるとする大審院判例がある）

2. 応急措置法（昭和22年5月3日～昭和22年12月31日）

上記応急措置法施行期間中に関する相続は、旧民法の家督相続の規定を適用しないで、遺産相続に関する規定に従う。

第1順位 配偶者（1／3）、直系卑属（2／3）

- ・ 配偶者の外に子、孫、親、祖父母、兄弟姉妹の全てがある場合は、配偶者と子が相続する。
- ・ 近い親等の者が先順位となる。
- ・ 同じ親等の間では同順位で相続する。

第2順位 配偶者（1／2）、直系尊属（1／2）

- ・ 上記の場合に子、孫がなければ、配偶者と親が相続する。
- ・ 近い親等の者が先順位となる。
- ・ 父母死亡の場合は祖父母、祖父母もいなければ曾祖父母と順次親等を遡るが、実務上（当事務所）は、120歳を超えるような年齢なら、それ以前の戸籍関係は添付せず、相続関係説明図に生年月日を記載し、遡るのを省略している。

第3順位 配偶者（2／3）、兄弟姉妹（1／3）

- ・ 更に親も祖父母もなければ、配偶者と兄弟姉妹が相続し、兄弟姉妹もなく、配偶者だけであれば、配偶者一人で全財産を相続する。

（注意）兄弟姉妹の直系卑属には代襲相続権はない。

### 3. 新民法 (昭和23年1月1日～昭和55年12月31日)

基本的に応急措置法と同じであるが、大きく異なる点は兄弟姉妹の代襲相続権が永遠に有ること。

#### 第1順位 配偶者(1/3)、直系卑属(2/3)

- ・ 配偶者の外に子、孫、親、祖父母、兄弟姉妹の全てがある場合は、配偶者と子が相続する。
- ・ 近い親等の者が先順位となる。
- ・ 同じ親等の間では同順位で相続する。

#### 第2順位 配偶者(1/2)、直系尊属(1/2)

- ・ 上記の場合に子、孫がなければ、配偶者と親が相続する。
- ・ 近い親等の者が先順位となる。
- ・ 父母死亡の場合は祖父母、祖父母もいなければ曾祖父母と順次親等を遡るが、実務上(当事務所)は、120歳を超えるような年齢なら、それ以前の戸籍関係は添付せず、相続関係説明図に生年月日を記載し、遡るのを省略している。

#### 第3順位 配偶者(2/3)、兄弟姉妹(1/3)

- ・ 更に親も祖父母もなければ、配偶者と兄弟姉妹が相続し、兄弟姉妹もなく、配偶者だけであれば、配偶者一人で全財産を相続する。(民法890)
- ・ 兄弟姉妹中に相続開始前に死亡した者があるときは、その者の直系卑属が代襲相続をする。
- ・ 兄弟姉妹には遺留分が認められていない。

被相続人の配偶者は常に相続人となる。  
配偶者の相続権は、その他の相続権と別個の系列に属する。

#### 代襲相続の要件

- ・ 相続開始前に推定相続人が相続権を失うこと。  
相続権を失う原因は、死亡、失踪宣告及び廃除、欠格。
- ・ 代襲者は被代襲者が相続権を失った当時に生存している直系卑属であること。
- ・ 懐胎されていた子供は代襲相続権がある。  
死産であったときは生まれなかったものとする。
- ・ 被代襲者が相続廃除及び相続欠格者となった後に出生した者や、養子になった者には代襲相続権がない。
- ・ 代襲相続は、直系尊属、配偶者には認められない。

#### 遺留分

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・ 第1順位の場合       | 配偶者(1/2)、直系卑属(1/2) |
| ・ 第2順位の場合       | 配偶者(1/3)、直系尊属(1/3) |
| ・ 第3順位の場合       | 配偶者(1/3)、兄弟姉妹(0)   |
| ・ 配偶者のみが相続する場合  | 配偶者(1/3)           |
| ・ 直系卑属のみが相続する場合 | 直系卑属(1/2)          |
| ・ 直系尊属のみが相続する場合 | 直系尊属(1/3)          |



#### 4. 改正民法 (昭和56年1月1日～現在)

##### 新民法と異なる点

- ・ 兄弟姉妹の代襲相続者は、兄弟姉妹の子供までに限られた。
- ・ 配偶者の相続分が引き上げられた。
- ・ 配偶者の遺留分が引き上げられた。
- ・ 寄与分の制度が設けられた。

##### 第1順位 配偶者(1/2)、直系卑属(1/2)

- ・ 配偶者の外に子、孫、親、祖父母、兄弟姉妹の全てがある場合は、配偶者と子が相続する。
- ・ 近い親等の者が先順位となる。
- ・ 同じ親等の間では同順位で相続する。

##### 第2順位 配偶者(2/3)、直系尊属(1/3)

- ・ 上記の場合に子、孫がなければ、配偶者と親が相続する。
- ・ 近い親等の者が先順位となる。
- ・ 父母死亡の場合は祖父母、祖父母もいなければ曾祖父母と順次親等を遡るが、実務上(当事務所)は、120歳を超えるような年齢なら、それ以前の戸籍関係は添付せず、相続関係説明図に生年月日を記載し、遡るのを省略している。

##### 第3順位 配偶者(3/4)、兄弟姉妹(1/4)

- ・ 更に親も祖父母もなければ、配偶者と兄弟姉妹が相続し、兄弟姉妹もなく、配偶者だけであれば、配偶者一人で全財産を相続する。(民法890)
- ・ 兄弟姉妹中に相続開始前に死亡した者がいるときは、その者の直系卑属が代襲相続をする。(但し、被相続人の甥姪まで)
- ・ 兄弟姉妹には遺留分が認められていない。

被相続人の配偶者は常に相続人となる。

配偶者の相続権は、その他の相続権と別個の系列に属する。

##### 代襲相続の要件

- ・ 相続開始前に推定相続人が相続権を失うこと。  
相続権を失う原因は、死亡、失踪宣告及び廃除、欠格。
- ・ 代襲者は被代襲者が相続権を失った当時に生存している直系卑属であること。
- ・ 懐胎されていた子供は代襲相続権がある。  
死産であったときは生まれなかったものとする。
- ・ 被代襲者が相続廃除及び相続欠格者となった後に出生した者や、養子になった者には代襲相続権がない。
- ・ 代襲相続は、直系尊属、配偶者には認められない。
- ・ 兄弟姉妹の代襲相続者は、兄弟姉妹の子供まで。

##### 遺留分

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・ 第1順位の場合       | 配偶者(1/2)、直系卑属(1/2) |
| ・ 第2順位の場合       | 配偶者(1/2)、直系尊属(1/2) |
| ・ 第3順位の場合       | 配偶者(1/2)、兄弟姉妹(0)   |
| ・ 配偶者のみが相続する場合  | 配偶者(1/2)           |
| ・ 直系卑属のみが相続する場合 | 直系卑属(1/2)          |
| ・ 直系尊属のみが相続する場合 | 直系尊属(1/3)          |